

野辺地町公告第 2 号

簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）により、下記に基づき入札を執行するので、次のとおり公告します。

令和6年10月11日

野辺地町長 野村 秀雄



1. 業務概要

- (1) 業務番号 債7第1号
- (2) 業務名 野辺地小学校改築工事設計業務
- (3) 業務内容 下記の①から⑥に関する基本設計及び実施設計

①校舎(通級指導教室棟含む)・・・・・・・・・・・・・・・・延床面積	4, 980㎡程度
②体育館・・・・・・・・・・・・・・・・延床面積	1, 270㎡程度
③児童館・・・・・・・・・・・・・・・・延床面積	500㎡程度
④旧校舎その他解体、撤去・・・・・・・・・・・・・・・・延床面積	6, 929㎡
⑤倉庫(屋外運動場)・・・・・・・・・・・・・・・・延床面積	200㎡程度
⑥外構(屋外運動場、駐車場、植栽、解体等含む)・・・敷地面積	30, 734㎡

※詳細は、別添1 野辺地小学校改築工事設計業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）のとおりとする。

※旧校舎及び講堂、その他施設については、別添2 公立学校施設台帳のとおりとする。

- (4) 履行期間 契約締結の日の翌日から令和8年3月19日まで

2. 参加資格

技術提案書の提出者は、以下に掲げる資格を満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 青森県内に本店を有する設計事務所で、野辺地町入札参加資格申請書類を提出し、野辺地町工事等競争入札参加資格選定規程（平成16年野辺地町訓令甲第25号）の要件を満たしている者（以下、「入札参加資格者」という。）であること。（これを満たしていない場合は、技術提案書提出期限までに手続きをすること。）
- (3) 野辺地町建設業者等指名停止要領（平成16年野辺地町訓令甲第27号。以下、「指名停止要領」という。）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っており、同法第2条第2項に基づく一級建築士を3名以上配置できる者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て中でないこと、また、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て中でないこと。

3. 入札参加者を指名するための評価基準

- (1) 配置予定の技術者の資格
- (2) 配置予定の技術者の経験及び能力（同種又は類似業務の実績の内容）

4. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

- ① 指名された入札参加者は、「価格」及び「予定技術者の経験及び能力」、「実施方針など」をもって入札をし、作成された予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち、下記(2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- ② 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を定める。

(2) 総合評価の方法

① 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値 = 技術評価点 + 価格評価点

② 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。なお、技術評価点の最高点数は60点とし、小数5位切り捨て、小数4位止めとする。

③ 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、予定価格に対する入札価格の割合を60点に乗じたものとし、小数5位切り捨て、小数4位止めとする。

なお、本業務は最低制限価格制度の対象となり、最低制限価格未満となる金額で入札した場合は失格となる。

- ④ 総合評価は、上記②により得られた技術評価点と上記③により得られた価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒039-3131 青森県上北郡野辺地町字野辺地123番地1

野辺地町教育委員会 学校教育課

電話：0175-64-2119（内線227） FAX：0175-64-8083

メールアドレス：gakko@town.noheji.lg.jp

(2) 実施スケジュール

項 目		期間等
1	募集開始（公告、設計図書及び契約書案の縦覧）	令和6年10月11日（金）から 令和6年11月8日（金）まで
2	参加表明書に係る質問受付期間	令和6年10月11日（金）から 令和6年10月17日（木）まで
3	参加表明書に係る質問の回答期限	令和6年10月18日（金）まで
4	参加表明書提出期間	令和6年10月11日（金）から 令和6年10月21日（月）まで
5	入札参加者の指名通知	令和6年10月23日（水）
6	技術提案、入札に係る質問受付期間	令和6年10月23日（水）から 令和6年11月1日（金）まで
7	技術提案、入札に係る質問の回答期限	令和6年11月6日（水）まで
8	技術提案書等提出期間	令和6年10月23日（水）から 令和6年11月8日（金）まで
9	技術提案プレゼンテーション及びヒアリング	令和6年11月上旬
10	入札執行及び開札日	令和6年11月19日（火）

(3) 設計図書及び契約書案の縦覧

① 設計図書及び契約書案の縦覧

期 間：令和6年10月11日（金）から令和6年11月8日（金）まで

②縦覧方法

a) 紙での閲覧の場合

場所：野辺地町教育委員会 学校教育課

時間：休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

b) 電子データでの閲覧の場合

野辺地町ホームページからのダウンロード、もしくは 2. 担当部局宛 に送付依頼

ア) 持参による場合は、担当部局に記録媒体（未使用のもの）を持参すること。

イ) 郵送による場合は、担当部局に記録媒体（未使用のもの）、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。

(4) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

① 受付開始：令和6年10月11日（金） から

② 提出期限：令和6年10月21日（月） 正午 まで

③ 提出場所：2. 担当部局に同じ。

④ 提出方法：持参又は郵送による。

(5) 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

① 受付開始：令和6年10月23日（水） から

- ② 提出期限：令和6年11月8日（金） 正午 まで
- ③ 提出場所：2. 担当部局に同じ。
- ④ 提出方法：持参又は郵送による。

(6) ヒアリング

- ① 実施場所：野辺地町内指定会場
 - ② 実施日：令和6年11月上旬
- ※詳細は別途通知とする。

(7) 入札及び開札の日時、場所、入札方法等

① 入札及び開札の日時及び場所

- a) 日付：令和6年11月19日（火）
- b) 場所：野辺地町中央公民館（予定）

〒039-3131 青森県上北郡野辺地町字野辺地1番地15

② 入札書記載金額

落札者が決定し、契約を締結するに当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（いわゆる「税抜き価格」）を入札書に記載すること。

③ 入札執行条件

- a) 予定価格の公表：事後公表する
- b) 最低制限価格：設定する
- c) 参加者が1名の場合は入札を執行しない。

6. その他

(1) 支払い条件

- ① 前金払：可
- ② 中間前金払：可
- ③ 部分払：可

(2) 契約書作成の要否 要。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 5. (1)担当部局に同じ。

(4) 2. (2)に掲げる野辺地町入札参加資格の認定を受けていない者も5. (4)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は、入札説明書による。